

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十三日

参議院議長 西岡武夫 殿

浜田和幸

外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書

私は、平成二十三年五月十七日の外交防衛委員会において、外国資本が我が国の森林の所有権を取得していることに関連し、かかる土地取得を外国人土地法の政令を定めることにより制限できるか否かについて尋ねた。これに対し、高橋千秋外務副大臣は、政令によるかかる制限が困難であると述べ、その理由として、二国間の国際協定では土地取得について内国民待遇が求められていること、及び、世界貿易機関（WTO）のサービス貿易に関する協定において、サービス貿易に関する土地取得等の投資について内国民待遇が求められることを挙げた。

そこで以下のとおり質問する。

- 一 我が国は、外国人に対する土地取得の内国民待遇を定めた二国間協定をどの国と締結しているのか。具体的な国名と締結国数を明らかにされたい。
- 二 森林は、水資源を育むものであり、資源の安全保障という点からも重要な意義を有する。二国間協定における内国民待遇の原則に、資源安全保障上の例外は適用されないのであるのか。政府の見解を示されたい。
- 三 WTO協定のうち、外国人の土地取得について内国民待遇を定めた根拠条文を示されたい。

四 資源安全保障上の理由から、外国人が森林資源を取得することを制限することは、WTO協定の内国民待遇の原則に対する例外によつても許されないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。